

基 教 第 1161号
平成25年12月 5日

中島 恒次郎 様

基山町長 小 森 純 一

基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案については、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取扱い

① の提案について

歴史民俗関係資料を保管する収蔵施設は、新しい図書館には計画しておりませんので、必然的に現在の図書館資料館に保管することになると考えます。予定通り新しい図書館が完成しますと、2年後には今の図書館・資料館の図書館のスペースが空きますので、そこを収蔵庫や作業スペースとして利用できないか内部で検討しているところです。今回のご提案の機能を有した施設の改修に関しましては、今後の検討の参考にさせて頂きたいと考えておりますし、当然町民の皆さんと意見交換を行いながら、より良い歴史民俗資料館を作り上げることができればと考えております。

② の提案について

将来の歴史民俗資料館の構想につきましては、具体的な検討を行っていませんので、その時期が参りましたら検討すべき事項の1つと考えております。①でも申し上げました通り町民の皆さんと意見交換を行いながら、より良い歴史民俗資料館を作り上げることができればと考えております。

③ の提案について

実松川の河川改修により移転等が必要な場合も町民の皆さんと意見交換等を行いながら方向性を決めていきたいと考えております。移転や改築が必要になった際には、十分な検討が必要と考えますので状況によっては検討委員会の設置が必要になると考えます。

④ の提案について

新しい図書館等建設の大きな要因は、現在の図書館の機能が町民の期待に答えられなくなり河川改修まで待てないということだと認識しております。歴史民俗資料館についても様々な意見要望があることは認識しておりますが、今後の重要な課題として町民の皆さんと意見交換を行いながら、より良い方向性を決めることができると考えております。

⑤ の提案について

基山町では、まちづくり基本条例を制定し、町民主体のまちづくりに議会も町の執行機関も務めることになっておりますので、今後とも建設的に進めるために努力したいと考えます。

2 取扱いの理由

中央公園に建設を予定しております新しい図書館等が最終的にどういう形で完成するか現在のところ確定しておりませんので非常に難しい問題ではありますが、歴史民俗資料館を将来どういう施設として形づくるのか、町民の皆さんと話し合いながら進めていかなければならない大きな課題であると考えます。